オリックス生命保険株式会社

## 保険料の現金領収廃止について

2019年4月1日(月)より、保険募集人がお客さまより現金・小切手を領収する取り扱いを廃止します。

## 1、該当する金銭

第1回保険料、第2回以後保険料、前納保険料、復活保険料、内容変更保険料、 自動振替貸付金/契約者貸付金の返済など、保険契約にかかる一切の金銭を指します。 ※現金には小切手を含みます。

## 2、廃止日

2019年4月1日(月)~ 取り扱い廃止

## 3、その他、留意点

保険加入時などに以下のような対応をすることはございません。

- ・私製の領収証などを用いて、現金・小切手を直接お預かりする。
- ・お客さまに代わって振込手続きを行うとして、現金・小切手を直接お預かりする。
- ・お客さまより通帳と印鑑をお預かりするなどして振込み手続きを代行する。
- ・保険募集人の預金口座など、オリックス生命名義以外の口座を振込先としてご案内する。
- ・契約者貸付金や解約返戻金等を原資に新契約の締結をお勧めし、現金・小切手を直接お預かりする。

以上